

UR 賃貸住宅のアスベスト調査とその結果について（お知らせ）

1 アスベスト含有吹付け材について

お住まいの皆様が日常使用される部分について、アスベスト含有吹付け材（ 1 ）の使用状況の調査を行い、住宅の専用部分や共用部分（エントランス、廊下、集会所等）でアスベスト含有吹付け材の使用が判明したものは、全て除去等の処理を行っております。

（ 1 ）アスベスト含有吹付け材とは、石綿障害予防規則第 1 章第 2 条 2 「アスベスト（石綿）の含有量が重量比の 1 % を超える」吹付け材です。

2 アスベスト含有成形板等について

アスベスト含有成形板等については、耐火・断熱材料等として使用されている場合があります（ 2 ）が、通常の使用状態では、加工などの操作を行わない限り、飛散のおそれがないと考えられている（ 3 ）ことから、調査については実施しておりません。

なお、撤去・取替え等を行う場合は、「石綿障害予防規則」等の関係法令に基づき、アスベストが空気中に飛散しないよう、適切な処理を実施しております。

（ 2 ）以下のような箇所に、アスベスト含有成形板等を使用している場合があります。

- （1）アスベスト含有成形板（アスベストをセメントなどで固めた板）：バルコニー隔板、浴室天井材、台所レンジフード回り下地材、玄関等ビニル床タイル等
- （2）アスベスト含有保温材（アスベストを含有するセメント等を使用した保温材）：流し台・洗面化粧台等の給水管・排水管等の屈曲部

（ 3 ）「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について（通知）」

（昭 63.2.1 付、環大規第 26 号、衛企第 9 号 環境庁・厚生省 より抜粋）

以上

参考

（ 1 ）居室等の天井に使用しているひる石吹付け材について

一部の住宅については、居室等の天井にひる石吹付け材が使用されております。一般にひる石吹付けと言われているものの中には、ひる石にアスベストを混ぜて吹付けているものがありますが、UR 賃貸住宅で使用しているひる石吹付け材は、アスベストを含有していないことを確認しています。

（ 2 ）お住まいの皆様が出入りするところのない 附帯施設等について

附帯施設（電気室・機械室等）等の一部には、アスベスト含有吹付け材が使用されている場合がありますが、当該施設は、通常は施錠されており、お住まいの皆様が出入りすることはありません。また、吹付け材は安定した状態であり、アスベストが空気中に飛散するおそれはありませんが、順次、除去等の処理を行ってまいります。